

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 ○ 小型機船底びき網漁業の許可等の申請期間 【公告】 ○ 岡山県医療審議会からの答申 ○ 公共測量の終了 ○ 道路の位置の指定 環境管理課 水産課 医療推進課 監理課 建築指導課	担当課（室）
		目次		
				担当課（室）

◎岡山県告示第四百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 アサヒグループ食品株式会社

住 所 東京都渋谷区恵比寿南 2－4－1

氏 名 代表取締役社長 尚山 勝男

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 アサヒグループ食品株式会社岡山工場 第 2 プラント

所在地 浅口郡里庄町里見2751番地－1

令和2年8月18日 岡山県公報 第12220号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		2－ハ 畜産食料品製造業の用に 供する湯煮施設 No. 53, 54		2－ハ 畜産食料品製造業の用に 供する湯煮施設 No. 5		同左		2－ハ 畜産食料品製造業の用に 供する湯煮施設 No. 17		同左	
	能 力	1,200 L／回		600 L／回		同左		310 L／回		同左	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに		－		工事着手後直ちに		－		工事着手後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに		－		工事完成後直ちに		－		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		同左		連続24時間		連続16時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4	6	同左		8	12	4	6	8	12
	p H	5～8	5～8			5～8	5～8	同左		同左	
	B O D (mg／L)	5,000	7,200			5,000	7,200				
	C O D (mg／L)	1,500	2,300			1,500	2,300				
	S S (mg／L)	400	700			400	700				
	油 分 (mg／L)	70	120			70	120				
	T－N (mg／L)	600	800			600	800				
	T－P (mg／L)	100	150			100	150				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年8月18日 岡山県公報 第12220号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 30		同左		3－ホ 水産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 1		同左	
能	力	600 L／回		同左		310 L／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		工事着手後直ちに		－		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		工事完成后直ちに		－		工事完成后直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		連続24時間		連続16時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4	6.5	7	11.5	4	6	8	12
	p H	5～8	5～8	同左		5～8	5～8	同左	
	B O D (mg／L)	5,000	7,200			4,000	6,000		
	C O D (mg／L)	1,500	2,300			1,300	2,000		
	S S (mg／L)	400	700			550	900		
	油 分 (mg／L)	70	120			70	120		
	T－N (mg／L)	600	800			600	800		
	T－P (mg／L)	100	150			100	150		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年8月18日 岡山県公報 第12220号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		廃 止	
種 類		3－ホ 水産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 14		同左		4－ニ 野菜又は果実を原料と する保存食品製造業の 用に供する湯煮施設 No. 51		同左		2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 3	
	能 力	600 L／回		同左		600 k g／h		同左		310 L／回	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	－		許可後直ちに		－		許可後直ちに		－	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	－		工事着手後直ちに		－		工事着手後直ちに		－	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	－		工事完成后直ちに		－		工事完成后直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		連続24時間		連続 8 時間		連続16時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (㎡／日)	4	6	8	12	2	3	4	6	4	6
	p H	5～8	5～8	同左		5～8	5～8	同左		5～8	5～8
	B O D (mg／L)	4, 000	6, 000			2, 000	3, 000			5, 000	7, 200
	C O D (mg／L)	1, 300	2, 000			700	1, 000			1, 500	2, 300
	S S (mg／L)	550	900			300	500			400	700
	油 分 (mg／L)	70	120			20	30			70	120
	T－N (mg／L)	600	800			300	500			600	800
	T－P (mg／L)	100	150			100	150			100	150

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年8月18日 岡山県公報 第12220号

区 分		廃 止		廃 止		廃 止		廃 止		廃 止	
種 類		2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 7		2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 20～22		3－ホ 水産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 2		3－ホ 水産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 15		4－ニ 野菜又は果実を原料と する保存食品製造業の 用に供する湯煮施設 No. 27	
能 力		600 L／回		1, 200 L／回		310 L／回		600 L／回		600 k g／h	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		－		－		－		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		－		－		－		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		－		－		－		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		同左		同左		同左		連続8時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (㎡／日)	3	5	4	6	4	6	同左		2	3
	p H	5～8	5～8	同左		5～8	5～8			5～8	5～8
	B O D (mg／L)	5, 000	7, 200			4, 000	6, 000			2, 000	3, 000
	C O D (mg／L)	1, 500	2, 300			1, 300	2, 000			700	1, 000
	S S (mg／L)	400	700			550	900			300	500
	油 分 (mg／L)	70	120			70	120			20	30
	T－N (mg／L)	600	800			600	800			300	500
	T－P (mg／L)	100	150			100	150			100	150

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和 2 年 8 月 1 8 日 岡山県公報 第 1 2 2 2 0 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排水口に関する事項

変更無し

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和 2 年 8 月 18 日から同年 9 月 8 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第四百五十三号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和二年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

申請期間

令和二年十月一日から同月三十日まで

令和2年8月18日 岡山県公報 第12220号

〔三七二〕 岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

令和二年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

令和二年六月二十四日

二 答申を受けた年月日

令和二年七月九日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備中
県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔三七三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

赤磐市	測 量 区 域
公共測量（路線測量）	測 量 の 種 類
令和二年六月三十日	終 了 年 月 日

〔三七四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡山県指令備前局 建第三〇二号 令和二年八月七日
道 路 の 位 置	備前市伊部字道々木一四七〇番九	
道路の幅員 （メートル）	六・〇〇	
道路の延長 （メートル）	四二・八九	